

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）

改 正 案

（調査の対象）

第五条 (略)

一 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設

二〇八 (略)

（調査事項等）

第六条 住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。

一 (略)

二 住宅に関する事項

口 ハ ニ ハ ハ ニ
イ 構造
腐朽・破損の有無

階数
建て方

種類

建築時期

床面積

建築面積

リ リ リ
ヌ ヌ ヌ
家賃又は間代に関する事項
設備に関する事項

（傍線部分は改正部分）

現 行

（調査の対象）

第五条 (略)

一 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第一項に規定する監獄

二〇八 (略)

（調査事項等）

第六条 住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。

一 (略)

二 住宅に関する事項

口 ハ ニ ハ ハ ニ
イ 構造
建て方

階数
種類

建築時期

床面積

建築面積

リ リ リ
ヌ ヌ ヌ
家賃又は間代に関する事項
設備に関する事項

駐車スペースに関する事項

ル 増改築及び改修工事に関する事項

ヲ 世帯の存しない住宅の種別

三〇六 (略)

(統計調査員)

第八条 (略)

2(5) (略)

6| 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第一号の規定によ
り同表二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げ
る事務（次条において「統計調査員等に関する事務」という
。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは
、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道
府県知事に報告するものとする。

7| 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には
、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員等に関する事務の報告)

第九条 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第一号の
規定により統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させ
ることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとす
る。

(委託の報告)

第十条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第一号の規定
により同表二の項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に
掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十三

ル 増改築に関する事項

ヲ 世帯の存しない住宅の種別

三〇六 (略)

(統計調査員)

2(5) (略)

6| 第八条 (略)
(新設)

(新設)

(新設)

条の規定による実地調査の実施及び当該実地調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。) (第十三条第一項及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。) を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第十一條 (略)

(単位区の設定)

第十二條 (略)

(調査の方法及び期間)

第十三条 住宅・土地統計調査は、調査員(第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項において同じ。)又は統計法施行令別表第一備考第一号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者(次項及び第三項並びに第十六条第三項において「民間事業者等」という。)が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

(統計調査員の身分を示す証票)

第九條 (略)

(単位区の設定)

第十條 (略)

(調査の方法及び期間)

第十一條 住宅・土地統計調査は、調査員(第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項、第十三条並びに第十四条において同じ。)が調査票を担当調査単位区内の世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

2 調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条第一項は、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからホまで及びチ、同項第三号イからハまで並びに同項第五号に掲げる事項を当該世帯の世帯員当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

3 調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅について
は、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからホまで、チ及びヲ並びに同項第五号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

4 (略)

(期間の変更)

第十四条 (略)

(実地調査)

第十五条 調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第一号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員(次項において「特例市町村の職員」という。)は、法第十三条の規定により、第六条第一項第一号ハ並びに同項第二号イ、ロ、ト及びチに掲げる事項について実地調査を行うことができる。

2 総務大臣は、調査員又は特例市町村の職員に対し、前項の実地調査のための証票として実地調査証を交付する。

(申告の義務及び方法)

2 調査員は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからニまで、ト及びヲ並びに同項第五号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

3 調査員は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからニまで、ト及びヲ並びに同項第五号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

4 (略)

(期間の変更)

第十二条 (略)

(実地調査)

第十三条 調査員は、法第十三条の規定により、第六条第一項第一号ハ並びに同項第二号イ、ヘ及びトに掲げる事項について実地調査を行うことができる。

2 総務大臣は、調査員に対し、前項の実地調査のための証票として実地調査証を交付する。

(申告の義務及び方法)

第十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集中に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第十七条 (略)

2 (略)

(結果の公表等)
第十八条 (略)

第十九条 (略)

2 (略)

(調査票等の提出)
第十五条 (略)

(結果の公表等)
第十六条规定 (略)

第十七条 (略)

(調査票等の保存)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集中に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第十五条 (略)

2 (略)

(結果の公表等)
第十六条 (略)

第十七条 (略)

(調査票等の保存)

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

別表 (第三条関係)	改 正 案	現 行	
		法令名	条項
(略)	全国物価統計調査規則 (昭和五十七年総理府令第三十三号)	(略)	条項
(略)	住宅・土地統計調査規則 (昭和五十七年総理府令第四十一号)	第十六条第三項及び第十七条	条項
(略)	日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 (昭和六十一年郵政省令第二十三号)	(新設)	条項
(略)	日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 (昭和六十一年郵政省令第二十三号)	(新設)	条項